

厚生労働省結核感染症2次回答

感染症対策においては、感染症の発生状況等の情報を収集し、それを迅速に分析し、その結果を基に必要な措置を講じていくことがまん延防止及び感染症の発生予防のため重要である。このため、感染症法（以下「法」という。）においては、法第12条等に基づく医師等からの届出と、当該届出等を基にした法第15条に基づく積極的疫学調査による感染症の発生動向等の把握により情報収集を行う仕組みとなっている。法上、こうした仕組みによる情報を基に、患者への適切な医療提供や就業制限等の感染拡大防止策を講じることとしている。

本提案に沿い、市町村が患者情報の把握から公表まで行うために医師の届出を受けることとすると、市が設けた検査施設である場合とそうでない場合で、医師の届出先が市町村長である場合と最寄りの保健所である場合に分かれることとなる上、経路機関を増やすことになり、現場への混乱が生じる可能性が高いことや、患者情報は、感染防止・プライバシーの観点の両面から慎重な取扱いが求められるところ、必ずしも全ての市町村が十分な広域的・専門的体制を持たない中で、情報を共有する市町村を増やすことは適当ではない。

一方で、既に現行制度の中で、住民に身近な立場である市町村が自宅療養者の食料品、日用品等の購入の代行などを行う仕組みを構築するため、サービスの提供に必要な情報を県から提供頂くといったように、県と市で積極的に連携を行っている県がある。御提案団体においても、県と連携頂くことで市が設置した検査施設だけでなく市内すべての検査を情報取得の対象とすることが可能である。加えて、感染症対策を効果的に進めるという観点からは、措置権限を持つ都道府県と連携・調整することが不可欠であることを踏まえ、検査施設から報告を受ける方法よりもむしろ、このような形で県とご連携いただく方が望ましいと考えている。

このため、経路機関を追加するという形ではなく、県と保健所をもたない市町村が感染症対策に当たり、円滑に情報連携いただけるよう、政府としても患者情報の共有についての好事例を自治体へお知らせすることにより対応したい。

なお、既に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部令和3年8月25日付け事務連絡「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（周知）」及び「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する取扱いについて）」（令和3年9月6日付け健感発0906第2号厚生労働省健康局結核感染症課長・総務省自治行政局行政課長通知。以下「通知」という。）においても、感染症対策の実施主体は、都道府県及び保健所設置市とされているが、自宅療養者の生活支援などの住民サービスについては、住民に身近な立場である市町村の協力も重要であるため、法第44条の3第6項の規定に基づき、都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うよう要請を行っているところである。その上で、通知においては、自宅療養者等に係る個人情報の提供に関する考え方を示するとともに、法第44条の3第6項に基づき県と市町村が連携して生活支援事業を行っている自治体の好事例の紹介を行っているところである。